

令和7年4月1日からも 带状疱疹ワクチン 任意接種一部助成は継続します

対象者 ①②のどちらにも当てはまる方

- ①高浜町に住民登録があり、接種日時点で50歳以上の方
- ②該当年度の带状疱疹定期予防接種対象外の方

※任意接種の助成を受けた方は今後定期予防接種の対象外になります。

助成対象 どちらかの带状疱疹ワクチン接種費用が対象

助成の対象となるのは、どちらか一方のワクチンのみで、生涯1度限りです。

ワクチンの種類	接種回数	助成金額
乾燥弱毒生水痘ワクチン (生ワクチン)	1回	接種費用の2分の1 (上限5千円)
乾燥組換え带状疱疹ワクチン (不活化ワクチン)	2回	1回あたり接種費用の2分の1 (上限1万円)

接種費用は医療機関によって異なります。

接種方法 保健福祉課に事前申請して、助成券を使用して接種します

- ①「高浜町带状疱疹予防接種費用助成申請書」を保健福祉課に提出し、申請する。
- ②保健福祉課から助成の「交付決定通知書」および「助成券」が郵送で届く。
- ③協力医療機関に接種の予約をし、予約した日に接種を受ける。
当日の持ち物：助成券、保険証、お薬手帳
- ④接種後接種費用のうち自己負担額を窓口で支払う。

※不活化ワクチンの接種の際に1回目と2回目の間に4月1日をまたぐ場合4月以降に再度申請が必要となります。

高浜町保健福祉課 TEL:0770-72-2493